

令和4年12月26日
防 衛 省

海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について

1 事案の概要

令和2年3月19日に、海上自衛隊情報業務群¹司令 1等海佐 井上高志（以下「情報業務群司令」という。）が既に退職した元自衛艦隊司令官（以下「A氏」という。）に対して秘密情報を漏らした可能性がある旨の情報提供が防衛省にあった。

海上幕僚監部（以下「海幕」という。）は、当該情報提供を受け、情報の内容につき所要の確認を行い、令和2年3月26日に海幕監察官を委員長とする事故調査委員会を設置した。また、同日、海幕は、海上自衛隊警務隊に対し、本事案を通報した。

この調査の結果、情報業務群司令が、A氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らしたことが判明した。

以下は、事故調査委員会による調査の結果とこれを踏まえた再発防止策である。

2 調査結果

令和2年3月19日に情報業務群司令が、かつて上司であった秘密を取り扱う資格のないA氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。

（1）漏えいした情報

ア 我が国周辺的情勢に関し収集した情報等に関する特定秘密

イ 自衛隊の運用状況に関する秘²

ウ 自衛隊の訓練等に関する取扱い上の注意³を要する情報

なお、情報業務群司令からA氏以外の者への漏えい、A氏から別の者への更なる漏えいは確認されなかった。

（2）本事案の要因

ア 情報業務群司令の保全意識の欠如

A氏への秘密の内容を含めた情勢ブリーフィングが自衛艦隊司令部からの正式な業務命令であるとの誤った認識、情報業務群司令のA氏に対する強い畏怖の念が、情報業務群司令の正常な判断を歪めるとともに、秘密保全に関する規範意識の著しい欠如が法令違反を招いた。

¹ 情報業務群は令和2年10月1日に艦隊情報群に部隊改編

² 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項第1号に基づき、国の安全又は利益に関わる事項（特定秘密又は特別防衛秘密に該当する事項を除く。）であって、関係職員以外に知らせてはならないものとして秘と指定されたもの。

³ 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27）第1章第1第2項第2号に基づき、当該事務に関与しない防衛省の職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるものを適正に管理するため注意と表示されたもの。

イ 過去に職務上の上下関係があったA氏からの依頼による情勢ブリーフィングの際の二人きりでの面会

A氏と情報業務群司令は、情勢ブリーフィングの依頼の際及び情勢ブリーフィング実施の際に二人きりで面会している。A氏と情報業務群司令は、かつて職務上の上下関係にあったことから、情報業務群司令は依頼を断りにくい状況があったものと考えられる。

ウ 上級部隊である自衛艦隊司令部における指揮監督等不十分

○ 自衛艦隊司令官の指揮監督不十分

自衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令部情報主任幕僚から、情報業務群司令がA氏に対し情勢ブリーフィングを実施するとの報告を受けていたにもかかわらず、情勢ブリーフィングの実施状況や具体的な内容について確認しなかった。

○ 自衛艦隊司令部情報主任幕僚の不適切な業務処理

自衛艦隊司令部情報主任幕僚は、自衛艦隊司令官から、A氏からの情勢ブリーフィングの依頼には公開情報の部外者に話せる範囲で対応することを指示されていたにもかかわらず、これを情報業務群司令に伝えなかった。また、情報業務群司令から、情勢ブリーフィングの実施状況について聞いていたにもかかわらず自衛艦隊司令官への報告を実施しなかった。

3 再発防止策

本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。我が国の防衛に必要な秘密情報を適切に保全すべき防衛省・自衛隊において、秘密情報の漏えいはあってはならないことである。かかる事案が生起したことを深刻に受け止め、同様の秘密情報漏えい事案を根絶するため、再発防止に関する防衛大臣指示を発出するとともに、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会を立ち上げ、再発防止の徹底を図ることとする。

(以 上)